

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白鷹町長 田宮 修

| | |
|-------------------|------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 白鷹町 (06402) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 川下地区 (下山、佐野原、大瀬、平田) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年2月24日 (1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は最上川あるいはその支流沿いに立地した集落のため、まとまった農地が少なく農地の集積はなかなか難しい。また、平地と比べ相当な労力がかかる中山間地における農業経営は非常に厳しく、新規参入も簡単には進まない。農業者の高齢化が進み担い手不足と耕作放棄地拡大が懸念される。当面は日本型直接支払制度も活用しながら、それぞれの集落で現状維持での営農継続を目指していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

平地と比べ生産条件が厳しく、川下地区だけでは新たな担い手の参入は見込めないため、外部からの担い手参入を推進しつつ、まずは現在の中心経営体で担っていく。現状では、水稻と果樹を中心とした経営形態となっており、この形態を維持していく。
日本型直接支払制度を活用しながら、地域と担い手が一体となって農地を維持管理していく。
地域での話し合いを行い、継続して耕作できる所とそうでないところをゾーニングし、維持できないところは山へ戻すなど検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 36.23 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 36.23 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 高齢の農業者等から、引き受け意向のある地区内の担い手への農地集積・集約化を図り、農地の有効活用に努める。地域計画に位置づけた中心経営体へ集積・集約を進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を適宜対応していく。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 担い手のニーズを踏まえ、日本型直接支払制度を活用し、簡易的な水利施設の整備に取り組む。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 新規就農希望者や法人等による参入希望があれば、地域の担い手として確保、育成していく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 農作業委託の活用無し。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨その他 | |

【選択した上記の取組方針】

- ①補助事業を活用した電気柵を設置し、農地の維持管理を適切に行う。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用し、適切な農地等の保全管理を行う。